

有料職業紹介返戻金

※返戻金について

紹介した候補者が、求人者に採用された日から起算して以下に定める期間に、当人の一身上の都合により退職した場合は、既に求人者から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を求人者に返金する。

紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。

1. 入社後、1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の100%
2. 入社後、2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 75%
3. 入社後、3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%

尚、上記に定める返金以外は、求人者に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

【注記】 尚、上記事項については、

『人材紹介手数料等に関する契約書』 第3条(損害賠償)に記載するものとする。